

指定居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所（「居宅介護支援事業所すまいるはあと」）
は、介護保険の指定を受けています。

長崎県指定：第4270107727号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを下記の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

【備考】

「要支援」認定の方の介護予防支援サービスについては、「地域包括支援センター」にご相談いただくこととなっています。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 新上五島在宅ケアセンター
 (2) 法人所在地 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷379-5
 (3) 電話番号 0959-43-1188
 (4) 代表者氏名 代表取締役 田平 一吉
 (5) 設立年月日 平成17年11月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所：平成22年11月1日指定
長崎県 第4270107727号
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスの提供が確保されるよう 居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 すまいるはあと
- (4) 事業所の所在地 長崎県長崎市元船町17番3号長崎港ターミナルビル2F
- (5) 電話番号 095-895-8311
- (6) 管理者(介護支援専門員) 氏名 川上 竜紀
- (7) 事業所の運営方針
1. 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう 配慮して支援を行います。
 2. 事業は利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して支援を行います。
 3. 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が 特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に支援を行います。
 4. 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- (8) 設立年月日 平成22年11月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 長崎県全域
*但し、要介護者等からの依頼があり、事業が適正に実施できると判断される場合はこの限りではありません。
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月曜日～土曜日
営業時間	毎週 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	毎週 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

* 但し、特別の需要がある場合はこの限りではない。

また、利用者等からの電話による相談については、24時間常時連絡が可能な体制を確保します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<職員の体系>

職 種	資 格 [他の資格等]	常 勤	非常勤	計
1. 管 理 者 (介護支援専門員と兼任)	主任介護支援専門員 介護支援専門員 社会福祉士	1名		1名
2. 介護支援専門員		3名	1名	4名

4. 当事業所が提供するサービス利用料金

(1) サービスの利用

- ① 当事業所にサービスの申し込みがされた場合、職員がお伺いして契約の締結をいたします。
- ② 日常生活を営むために必要な 保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、利用する居宅サービス等の種類や内容等を定めた介護サービス計画を作成します。
- ③ 介護サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供がされるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行います。
- ④ 「居宅介護サービス計画」作成後においても利用者及びその家族・居宅サービス事業者等との連絡、訪問等を継続的に実施することにより計画の実施状況の把握及び利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 利用者がその居宅において 日常生活を営むことが困難になったと認める場

(2) 行政機関その他苦情受付機関

① 長崎市 すこやか支援課

- ・所在地 長崎県長崎市魚の町4-1
- ・電話 095-829-1146
- ・FAX 095-829-1228
- ・受付時間 8:45~17:30 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

② 佐世保市 長寿社会課

- ・所在地 長崎県佐世保市高砂町5-1
- ・電話 0956-25-9608
- ・FAX 0956-25-9670
- ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

③ 諫早市 高齢介護課

- ・所在地 諫早市東小路町7番1号
- ・電話 0957-22-1500
- ・FAX 0957-23-6031
- ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

④ 大村市 長寿介護課

- ・所在地 長崎県大村市西三城町12番地
- ・電話 0957-20-7301
- ・FAX 0957-53-1978
- ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

⑤ 西海市長寿介護課

- ・所在地 西海市大瀬戸町瀬戸樋浦郷2222
- ・電話 0959-37-0024
- ・FAX 0959-23-3122
- ・受付時間 9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

⑥ 平戸市長寿保険課

- ・所在地 平戸市岩の上町1508-3
- ・電話 0950-22-4111
- ・FAX 0950-22-4421
- ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

⑦ 松浦市健康ほけん課

- ・所在地 松浦市志佐町里免365
- ・電話 0956-72-1299
- ・FAX 0956-73-0022
- ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

⑧ 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課

- ・所在地 島原市有明町大三東戊1327
- ・電話 0957-61-9101
- ・FAX 0957-61-9104

- ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑨ 五島市長寿介護課
- ・所在地 五島市福江町1-1
 - ・電話 0959-72-6784
 - ・FAX 0956-75-0373
 - ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑩ 東彼杵町 町民課 介護保険係
- ・所在地 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6
 - ・電話 0957-46-1111
 - ・FAX 0957-46-0884
 - ・受付時間 8:30~17:30 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑪ 川棚町 健康推進課 介護保険係
- ・所在地 東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1
 - ・電話 0956-82-3131
 - ・FAX 0956-82-3134
 - ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑫ 波佐見町 健康推進課 介護保険係
- ・所在地 東彼杵郡波佐見町宿郷660
 - ・電話 0956-85-2976
 - ・FAX 0956-85-5581
 - ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑬ 佐々町 住民福祉課
- ・所在地 北松浦郡佐々町本田原免168-2
 - ・電話 0956-62-2101
 - ・FAX 0956-62-3178
 - ・受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑭ 長与町介護保険課
- ・所在地 西彼杵郡長与町嬉里郷659-1
 - ・電話 095-883-1111
 - ・FAX 095-883-2061
 - ・受付時間 8:45~17:30 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑮ 時津町高齢者支援課
- ・所在地 西彼杵郡時津町浦郷274-1
 - ・電話 095-882-2211
 - ・FAX 095-881-2764
 - ・受付時間 8:45~17:30 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ⑯ 新上五島町福祉長寿課
- ・所在地 南松浦郡新上五島町青方郷1585-1
 - ・電話 0959-53-1165
 - ・FAX 0959-52-3741

・受付時間 8：30～17：15（土曜日・日曜日・祝日を除く）

⑰ 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

・所在地 長崎市今博多町8番地2 長崎県国保会館内

・電話 095-826-1599

・FAX 095-826-1779

・受付時間 9：00～17：00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

8. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待や身体拘束の防止に関する責任者の選定
虐待防止に関する担当者 管理者川上 竜紀
- (2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体的拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また、事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施す

るため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

指定居宅介護支援 重要事項説明同意書

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 すまいるはあと

説明者職名 介護支援専門員 氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。又、本書面の交付を受けました。

利用者 住所
氏名 _____ ㊞

家族代表者 住所
氏名 _____ ㊞

指定居宅介護支援重要事項説明書（補足）

（令和3年度 介護報酬改定）

4. 当事業所が提供するサービス利用 (1) サービスの利用 ③について

居宅介護支援の提供の開始に際し

- ◆ご利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。
- ◆ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。

ケアマネジャーの公正中立性の確保を図る観点から以下の内容で補足説明を致します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

① 前期6ヶ月間（令和6年3月～令和6年8月迄）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 11% 通所介護 30%
 地域密着型通所介護 34% 福祉用具貸与 68%

訪問介護	きんぎょ家 11%	スマイルクーラ 7.1%	ふくしサービスセンターありす 6.3%
通所介護	デイサービスセンターKIRAKU 30%	通所介護事業所 フルリール 23.4%	はーとふる長崎 エルフ山の手 9.3%
地域密着型通所介護	通所介護事業所 すまいるはあと 34%	デイサービス小菅 12.8%	デイサービス風夢 8.4%
福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所 すまいるはあと 68%	太陽シルバーサービス株式会社 長崎営業所 5.5%	株式会社ニッショウ 4%

② 後期6ヶ月間（令和6年9月～令和7年2月迄）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護 7.7% 通所介護 23.8%
 地域密着型通所介護 35.8% 福祉用具貸与 63.9%

訪問介護	スマイルクーラー 7.7%	きんぎょ家 7.4%	ヘルパーステーションあん 喜楽苑訪問介護事業所 6.5%
通所介護	デイサービスセンターKIRAKU 23.8%	通所介護事業所 フルリール 15.3%	リハステーション愛宕 10.7%
地域密着型通所介護	通所介護事業所 すまいるはあと 35.8%	デイサービス小菅 11.7%	デイサービス風夢 8.7%
福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所 すまいるはあと 63.9%	太陽シルバーサービス株式会社 長崎営業所 5.8%	パナソニックエイジフリー介護 チェーン長崎 6.3%

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の補足説明を受け同意し、本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族代表者 住所 _____

(代理人) 氏名 _____ 印